

# 鳥取県産業成長応援補助金(一般投資支援)

付加価値の増加及び生産性の向上を目指して、鳥取県内に工場又は事業所を新設・増設する際の設備投資に係る費用の一部を支援する補助金です。  
豊富な補助メニューで企業の成長への挑戦を応援します。

## 【補助メニュー・補助率一覧】

	一般投資支援
①固定資産 (土地・建物・設備)	基本補助率 <b>10% + 5%</b> (以下①～③の投資に限る) <b>加算あり</b> ①県内事業者：土地・建物の両方を新たに取得する場合 ②県外からの進出：土地(賃借可)・建物を取得し、国内回帰の投資を行う場合 ③県内で開発された先端技術を活用したDX投資を行う場合
②初年度リース・賃借料	補助率 <b>50%</b> (契約期間5年以上のものに限る。)
③少額資産	補助率 <b>10%</b> (20万円未満の資産が対象)
④人材確保費用等	補助率 <b>50%</b> (1人当たり30万円・合計90万円が上限)
<b>補助上限額</b>	<b>5億円</b> (ただし1年間の支払上限額は2億円まで)

※③④の補助額は合計で①固定資産+②リース・賃借料(5年分)の5%が上限

## 【補助要件一覧】

	一般投資支援
①投資額	<b>3,000万円超</b> の工場等の整備 ※固定資産への投資及び5年間分の賃借料の計
②対象業種	<b>製造業・ソフトウェア業・道路貨物運送業(県内本社のみ)等</b> ※ただし上記以外の業種(サービス業等)であっても、県内経済に大きな波及効果をもたらす事業として地域経済牽引事業計画の承認を受けることを前提に、対象となる場合があります。
③新規雇用 ④雇用+付加価値増 ※③④いずれか一方で可	<b>3人以上</b> <b>雇用維持+付加価値 年4%増加</b> ※付加価値=営業利益+人件費+減価償却費 ※付加価値の増加率は投資完了後1年間の伸び率で算定
◆要件緩和 (コロナ特例措置)	<b>令和3年度中に認定を受けた事業については、③④にかかわらず、「雇用維持」のみで補助金を受けることができます。</b>
⑤事業者の要件	○認定申請の日時点で <b>法人設立後2年以上</b> が経過していること ○認定を受けようとする事業について十分な実績を有していること ※関連会社が同種事業で十分な実績を有している、県内での他分野の事業で十分な実績を有している等の理由で認められる場合があります。

事業計画について、まずはお気軽にご相談ください。担当がご案内いたします。

【問合せ先】鳥取県商工労働部 立地戦略課

TEL:0857-26-7220 FAX:0857-26-8117 メール:ritti@pref.tottori.lg.jp



裏面もご覧ください



## 鳥取県産業成長応援補助金（一般投資支援）のポイント

### ① 認定・支払が受けやすい要件設定(令和3年度は要件緩和中)

- 3,000万円の投資と、3名の雇用増又は付加価値4%の増加があれば認定が可能です。過大な投資を行うことなく、自社のペースで投資計画が立てられます。
- **令和3年度については雇用・付加価値の増加がなくても、「雇用維持」のみで認定・支払が受けられます。**これは新型コロナの影響で落ち込んだ県内経済の活力を維持し、投資を促進するための特例措置です。

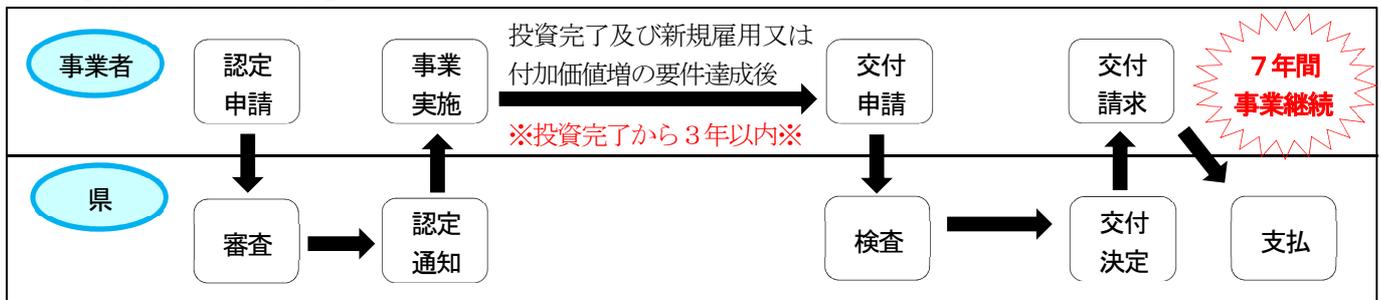
### ② 土地・建物の同時取得等で補助率を5%加算

- (1) 県内事業者：**土地・建物の両方を新たに取得**する場合
- (2) 県外からの進出：土地（賃借可）・建物を取得し、**国内回帰の投資**を行う場合
- (3) 県内で開発された先端技術（デジタル技術）を活用したDX投資を行う場合  
※DX関連の投資額が全体の3割以上であることが条件

### ③ 人材確保・定着経費や福利厚生施設の整備など幅広い対象経費

- 求人広告費や従業員の移転費用、入社後の研修経費なども補助対象となります。県外からの移転者だけでなく、県内在住の従業員について幅広く適用可能です。（補助限度額：90万円）
- 社宅やシェアハウス、保養所など従業員が利用するための福利厚生施設を整備する費用も補助対象経費に含めることができます。（単体では利用不可。補助限度額：2,000万円）

#### 【補助事業の流れ・注意点】



- 補助事業には完了後7年間の事業継続努力義務が課せられます。
- 補助事業で取得した財産（固定資産）には処分制限がかかります。（処分には知事の承認が必要です）
- 事業継続努力義務期間は毎年、事業状況報告書の提出が必要です。

#### 【その他の制度】

- ☆中小企業の新たな取組や生産性向上の取組については、他に「産業成長応援補助金」の3つのステージがあります。（補助額 最大200万円～1,500万円）
- ☆県が指定する重点分野にかかる先進的な取組（未だ普及していない先端技術等）については、「産業成長応援補助金」成長・規模拡大ステージの対象となる場合があります。（補助率20%、補助上限額10億円）
- ☆設備投資がないソフトウェア業・コンテンツ事業等については、賃借料のみを補助する「次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金」が利用できます。（補助率50%・最大1,000万円×5年）
- ☆このほか、排水処理施設（工業用水利用）のための補助もあります。